七飯町第５期総合保健福祉計画

《総合保健福祉計画総則》

令和6年3月

七飯町

目　次

第１章　計画策定の方針 1
１．計画策定の目的 1
２．計画の位置づけ 1
３．個別計画の構成 3
４．計画の期間 4
５．策定体制 5
第２章　当町の現況 8
１．位置及び地勢 8
２．人口及び世帯の長期推移（国勢調査） 9
３．人口の短期推移（住民基本台帳） 11
第３章　基本的な考え方 13
１．福祉をめぐる全国的な動向 13
２．人口の将来展望 15
３．これからの保健・福祉のまちづくりの考え方 16
４．第５期総合保健福祉計画の基本理念 17
５．第５期総合保健福祉計画の基本方針 18
第４章　計画の推進に向けて 19
１．地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築 19
２．地域資源の把握・有効活用 19
３．計画の点検・評価 19

第１章　計画策定の方針

１．計画策定の目的

近年、我が国においては、本格的な少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、さらには住民同士の結び付きの弱まりや人間関係の希薄化等を背景として、生活困窮者の増加、虐待、自殺、孤独死等、深刻な社会問題が発生しています。また、地域には子育てや家族の介護、引きこもり、就労等で悩んでいる方など、複数の要因が複雑に絡みあい、何らかの支援を必要としている方がいます。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度など公的な福祉サービスだけでは解決が困難な場合や、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースもみられ、対象者ごとや分野別に整備された縦割りのサービスの枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

当町では、平成30年度から令和５年度までを計画期間とする「第４期総合保健福祉計画」を策定し、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の福祉施策を総合的に推進してきました。

この間、地域社会においては、一人暮らし高齢者、認知症や障がいのある人など支援を必要としている人は増加している上、災害への対応強化や悪質な犯罪への体制整備も急ぐべき課題となっています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、将来に向けて活力のある豊かなまちづくりを実現していくためには、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進といった従来の「行政の枠組み」を超えた施策の連携や包括的な対応が求められています。

これらの視点に立って、当町の保健福祉分野の基本的な考え方を明らかにし、住民本位の保健福祉を総合的、効果的、効率的に推進するため、「第４期総合保健福祉計画」を第５期計画として見直しを行い、包括的かつ重層的な支援体制づくりを推進します。

２．計画の位置づけ

「七飯町総合保健福祉計画」は、当町のまちづくり計画「第５次七飯町総合計画基本構想」の中で掲げられている基本目標「ふれあい・安心のまち」を実現するための具体化計画と位置づけられます。

また、国及び道の関連計画との整合を図るとともに、福祉の重要な担い手となる住民とのパートナーシップ（協働）を進めるための「共通の指針」となるものです。

■総合保健福祉計画の策定のあゆみ

年次	計画の概要
平成18年３月	◆「七飯町第１期総合保健福祉計画」の策定 〇第１期地域福祉計画 〇高齢者保健福祉計画・第３期介護保険事業計画 〇第１期障がい者プラン・第１期障がい福祉計画
平成21年３月	◆「七飯町第２期総合保健福祉計画」の策定 〇第２期地域福祉計画 〇高齢者保健福祉計画・第４期介護保険事業計画 〇第２期障がい者プラン・第２期障がい福祉計画
平成24年３月	◆「七飯町第３期総合保健福祉計画」の策定 〇第３期地域福祉計画 〇高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画 〇第３期障がい者プラン・第３期障がい福祉計画 〇次世代育成支援後期行動計画 〇第２期健康づくり基本計画
平成30年３月	◆「七飯町第４期総合保健福祉計画」の策定 〇第４期地域福祉計画 〇高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画 〇第４期障がい者プラン・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画 〇子ども・子育て支援事業計画 〇第３期健康づくり基本計画・食育推進計画・自殺対策計画
令和６年３月	◆「七飯町第５期総合保健福祉計画」の策定 〇第５期地域福祉計画・成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止計画 〇高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画 〇第５期障がい者プラン・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画 〇第４期健康づくり基本計画・食育推進計画・自殺対策計画

３．個別計画の構成

本計画は、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康づくり基本計画・食育推進計画」の上位に位置づけられるものです。

■本計画と関係する計画

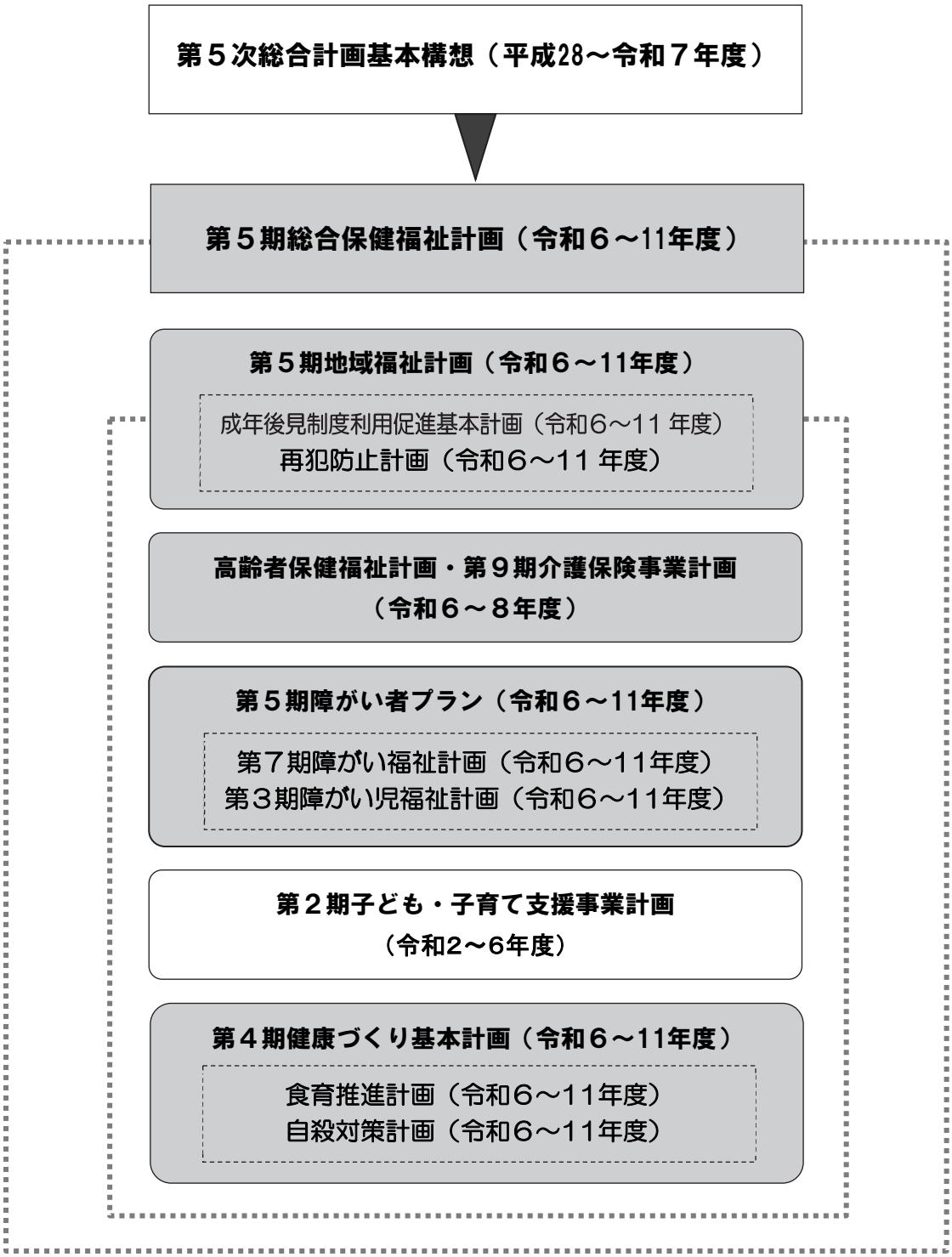

※網掛け部は今回見直しを行う計画

４．計画の期間

本計画の計画期間は、法律によって策定が定められている計画（介護保険事業計画、障がい福祉計画）の期間を視野に入れ、令和６年度～令和11年度の６か年とします。構成と計画期間及び根拠法は以下のとおりです。

■本計画の個別計画と計画期間

計画名	計画期間		根拠法
総合保健福祉計画	令和６～11年	６年	－
地域福祉計画	令和６～11年	６年	社会福祉法第107条（※）
成年後見制度利用促進基本計画	令和６～11年	６年	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第１項（※）
再犯防止計画	令和６～11年	６年	再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項（※）
高齢者保健福祉計画	令和６～８年	３年	老人福祉法第20条の８
介護保険事業計画	令和６～８年	３年	介護保険法第117条第１項
障がい者プラン	令和６～11年	６年	障害者基本法第11条第３項
障がい福祉計画	令和６～11年	６年	障害者総合支援法第88条第１項
障がい児福祉計画	令和６～11年	６年	児童福祉法第33条の20
子ども・子育て支援事業計画	令和２～６年	５年	子ども・子育て支援法第61条第１項
健康づくり基本計画	令和６～11年	６年	健康増進法第８条第２項（※）
食育推進計画	令和６～11年	６年	食育基本法第18条第１項（※）
自殺対策計画	令和６～11年	６年	自殺対策基本法第13条第２項

（※）は策定が努力義務の法定計画

５．策定体制

（１）策定委員会の設置

計画の策定（見直し）にあたっては、住民の代表で構成する「七飯町総合保健福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

また、計画策定委員会内に、地域福祉部会、高齢者保健福祉・介護保険部会、障がい福祉部会、健康づくり部会の４部会を置き、専門的な観点からの検討・審議を行いました。

■策定体制

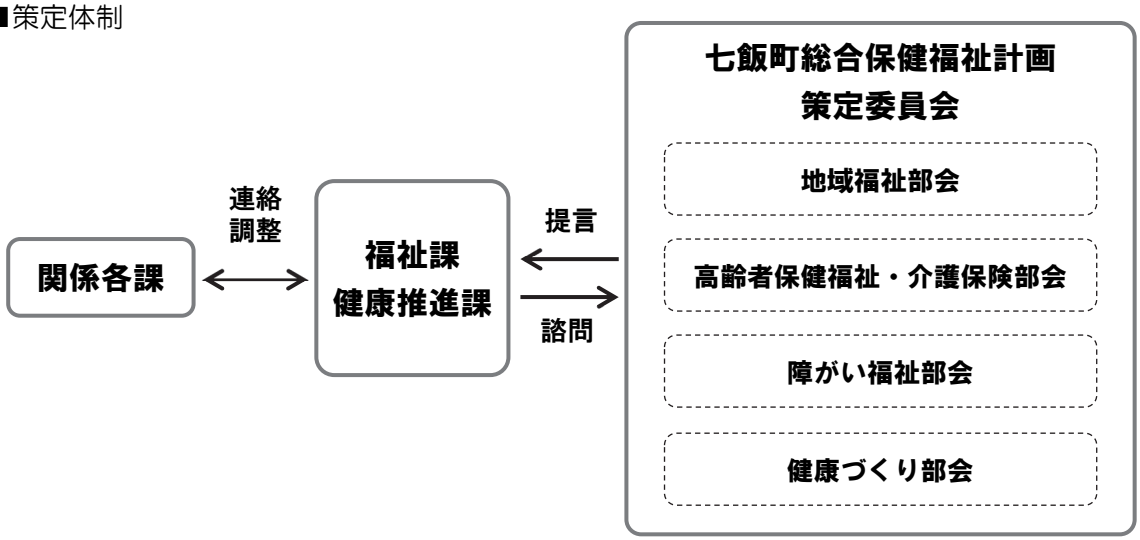

（２）意向の把握

今回見直す計画の課題やニーズを把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。また、七飯町政策意見提出制度（パブリックコメント制度）を通じて住民への意見募集を行いました。

①アンケート調査

地域福祉、高齢者・介護、障がい、健康づくりの各分野別に町民アンケートを実施し、町民の意向や施策に求められるニーズなどを調査しました。

②ヒアリング調査

健康づくりに関連する団体等を対象にヒアリング調査を実施し、福祉課題や施策に求められるニーズなどを調査しました。

③パブリックコメント

ホームページ等を通じてパブリックコメントを実施し、本計画案への意見や質問を募集します。

■アンケート調査の実施概要

<table>
<tr><th>計画名</th><th colspan="3">実施概要</th></tr>
<tr><td rowspan="4">地域福祉計画</td><td colspan="2">対象者</td><td>18歳以上の町民（令和５年６月１日時点）</td></tr>
<tr><td colspan="2">配布数</td><td>1,000票</td></tr>
<tr><td colspan="2">回収数</td><td>405票</td></tr>
<tr><td colspan="2">回収率</td><td>40.5%</td></tr>
<tr><td rowspan="9">高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</td><td rowspan="4">介護予防・日常生活圏域ニーズ調査</td><td>対象者</td><td>65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者</td></tr>
<tr><td>配布数</td><td>1,500票</td></tr>
<tr><td>回収数</td><td>879票</td></tr>
<tr><td>回収率</td><td>58.6%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">在宅介護実態調査</td><td>対象者</td><td>要介護認定者及び介護者の家族（施設入所者は除く）</td></tr>
<tr><td>配布数</td><td>400票</td></tr>
<tr><td>回収数</td><td>192票</td></tr>
<tr><td>回収率</td><td>48.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護保険サービス事業所向け調査</td><td>町内の介護保険サービス事業者を対象に下記の調査を実施予定
・在宅生活改善調査
・居所変更実態調査
・介護人材実態調査
・介護サービス事業参入意向調査</td></tr>
<tr><td rowspan="8">障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画</td><td rowspan="4">障がい者調査</td><td>対象者</td><td>町内に在住で18歳以上の障害者手帳所持者
（令和５年６月１日時点）</td></tr>
<tr><td>配布数</td><td>1,175票</td></tr>
<tr><td>回収数</td><td>582票</td></tr>
<tr><td>回収率</td><td>49.5%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">障がい児調査</td><td>対象者</td><td>町内に在住で18歳未満の障害者手帳所持者
（令和５年６月１日時点）</td></tr>
<tr><td>配布数</td><td>239票</td></tr>
<tr><td>回収数</td><td>125票</td></tr>
<tr><td>回収率</td><td>52.3%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">健康づくり基本計画・食育推進計画</td><td colspan="2">対象者</td><td>18歳以上の町民（令和５年６月１日時点）</td></tr>
<tr><td colspan="2">配布数</td><td>1,000票</td></tr>
<tr><td colspan="2">回収数</td><td>402票</td></tr>
<tr><td colspan="2">回収率</td><td>40.2%</td></tr>
<tr><td colspan="3">実施方法</td><td>郵送による配布回収</td></tr>
<tr><td colspan="3">調査時期</td><td>令和５年８月～９月
（介護保険サービス事業所調査のみ10月）</td></tr>
</table>

■ヒアリングの実施概要

<table>
<tr><th>計画名</th><th colspan="3">実施概要</th></tr>
<tr><td rowspan="12">健康づくり基本計画・食育推進計画</td><td rowspan="4">養護教諭
ヒアリング</td><td>実施日時</td><td>令和５年９月22日（金）　15：00～</td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td>七飯町文化センター　スペース202</td></tr>
<tr><td>参加者</td><td>七飯町小中学校　養護教諭（７名）</td></tr>
<tr><td>主なテーマ</td><td>小中学生の健康づくりの課題について</td></tr>
<tr><td rowspan="4">スポーツ
推進委員
ヒアリング</td><td>実施日時</td><td>令和５年９月27日（水）　19：00～</td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td>七飯町スポーツセンター 会議室</td></tr>
<tr><td>参加者</td><td>ななえスポーツクラブぷらっと　スポーツ推進委員（９名）</td></tr>
<tr><td>主なテーマ</td><td>運動を通じた健康づくりの課題について</td></tr>
<tr><td rowspan="4">栄養教諭
ヒアリング</td><td>実施日時</td><td>令和５年10月３日（火）　14：00～</td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td>七飯町学校給食センター</td></tr>
<tr><td>参加者</td><td>七飯町小中学校　栄養教諭（２名）</td></tr>
<tr><td>主なテーマ</td><td>小中学生の食育に関する課題について</td></tr>
</table>

第２章　当町の現況

１．位置及び地勢

当町は、渡島半島の南部に位置し、函館市から北西に約16ｋｍ、車で約30分、ＪＲ函館本線で約20分の距離にあり、北方は森町、北東は鹿部町、南東は函館市、西方は北斗市に接しており、大沼トンネルを境に北部と南部に分かれています。

南部のほぼ中央を縦断する国道５号は札幌方面へ続いており、今後予定されている北海道縦貫自動車道の整備と七飯インターチェンジの整備など、交通アクセスの向上が期待されます。鉄道は、国道５号とほぼ並んで走るＪＲ函館本線が青函トンネルを通じ本州と結ばれているほか、平成28年に北海道新幹線の新函館北斗駅までの路線が開通しました。

自然環境については、北部の大沼地区にある駒ヶ岳と大沼・小沼・じゅんさい沼を擁する雄大な「大沼国定公園」をはじめ、仁山高原、横津岳、赤松街道など、道内でも恵まれた豊かなものがあります。

国道沿線は市街地として、また、西側の平野部は水田、東側の丘陵地帯は畑作・果樹地帯として利用されています。

明治期において西洋農法を引き継いだ七重官園は寒冷地での加工技術等で、後の北海道開拓に重要な役割を果たし、現在の北海道農業の基盤を形成しました。

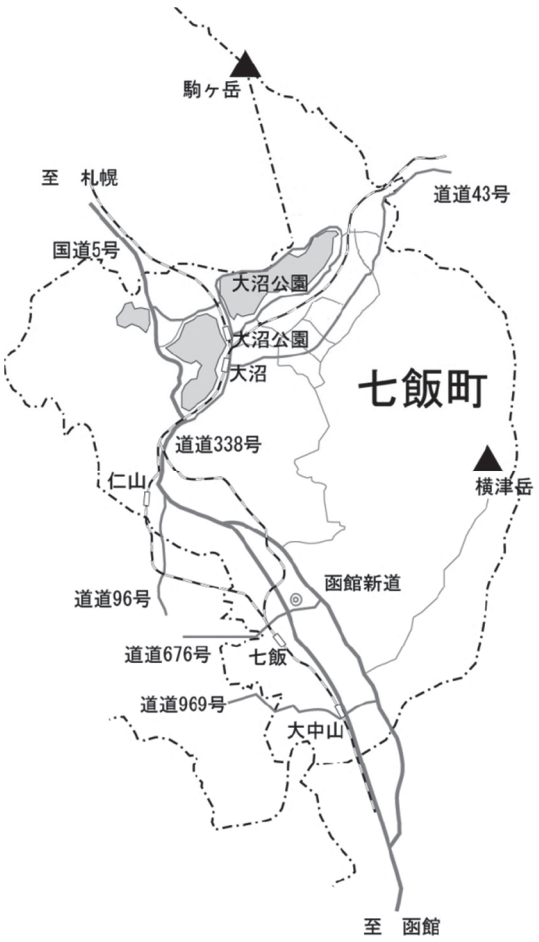

２．人口及び世帯の長期推移（国勢調査）

（１）総人口の推移

当町の総人口は、平成12年以降ほぼ横ばいとなっていましたが、平成27年以降は減少傾向がみられる状況です。

年齢３区分別人口をみると、高齢者人口（65歳以上）は年々増加傾向が続いており、令和２年は9,719人（35.1%）となっています。また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続いています。

■総人口及び年齢３区分別人口の推移

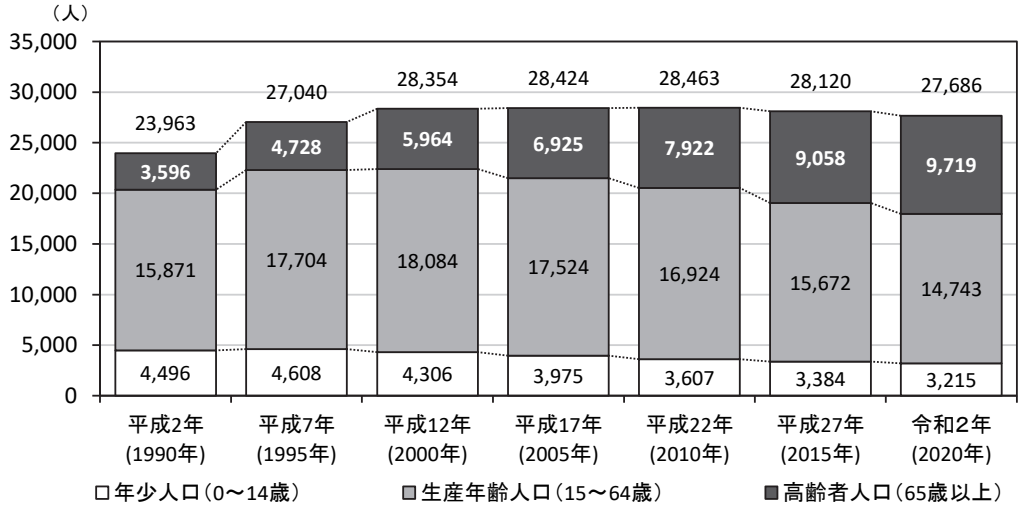

［出典］国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

■総人口及び年齢３区分別人口の推移

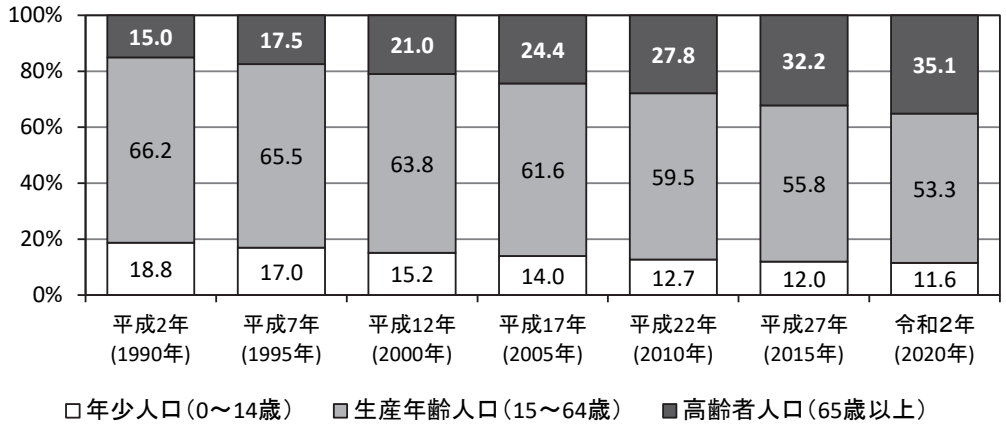

［出典］国勢調査

（２）世帯数の推移

当町の一般世帯数は増加が続いており、令和２年には11,518世帯となっています。総人口と一般世帯数から求められる世帯あたり人員は減少傾向が続いており、核家族化の進行がうかがえます。また、高齢者世帯を世帯類型別にみると、高齢者世帯に占める一人暮らしの世帯の割合は年々増加しています。

■総人口と世帯数の推移

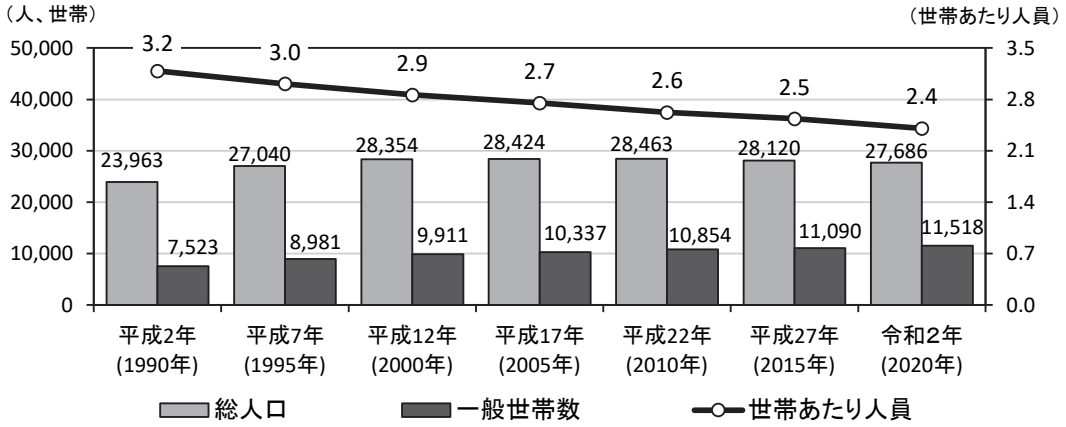

■高齢者世帯の推移

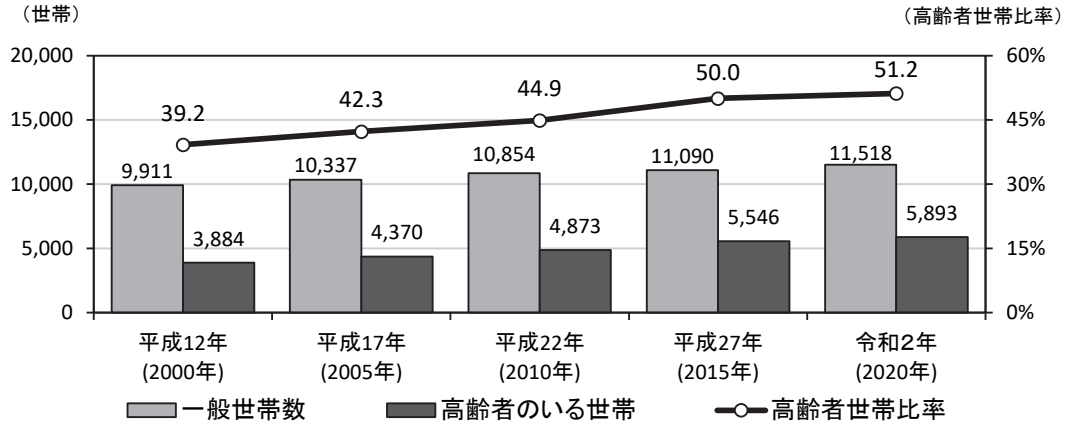

■世帯類型別高齢者世帯の推移

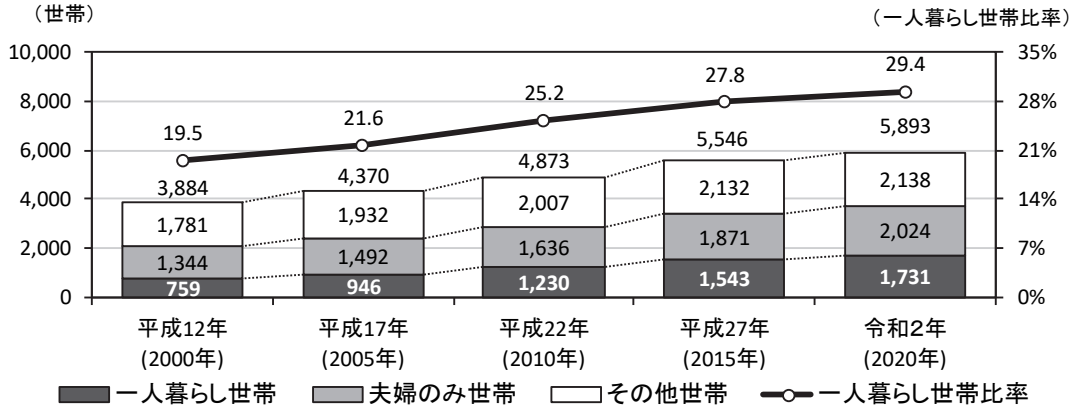

[出典]上記グラフ全て国勢調査

３．人口の短期推移（住民基本台帳）

（１）総人口の推移

住民基本台帳を基に年齢３区分別の人口をみると、高齢者数は令和５年から減少傾向がみられますが、高齢化率はゆるやかに高くなっており、令和５年は35.0%となっています。

また、高齢者の内訳をみると、総人口に占める後期高齢者の比率はゆるやかに増加しています。

■年齢３区分別人口の推移

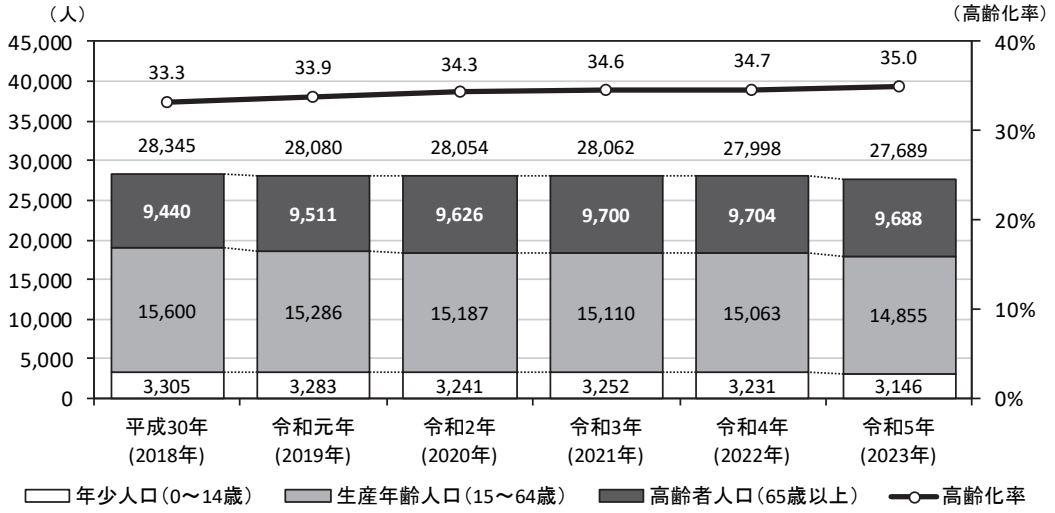

[出典]住民基本台帳（各年９月末現在）

■前期高齢者数、後期高齢者数の推移

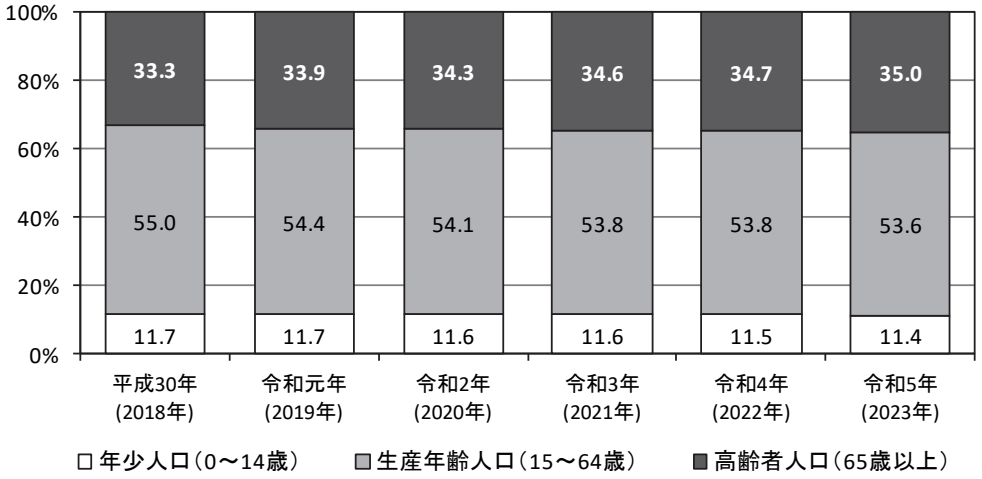

[出典]住民基本台帳（各年９月末現在）

（２）地区別人口

当町の地区別※1の人口は、大中山地区及び本町地区１がそれぞれ全体の約40%を占め、本町地区２及び大沼地区がそれぞれ約10%の人口構成となっています。

地区別人口の推移をみると、大中山地区は微増傾向がみられるものの、ほかの３地区は減少傾向となっています。平成30年から令和５年までの人口減少率でみると、大沼地区が11.3%、本町地区２が5.7%、本町１地区が2.3%の減少率となっています。

高齢化率はいずれの地区も上昇を続けており、特に大沼地区の高齢化率が高く、令和５年は47.0%となっています。

■地区別人口の推移

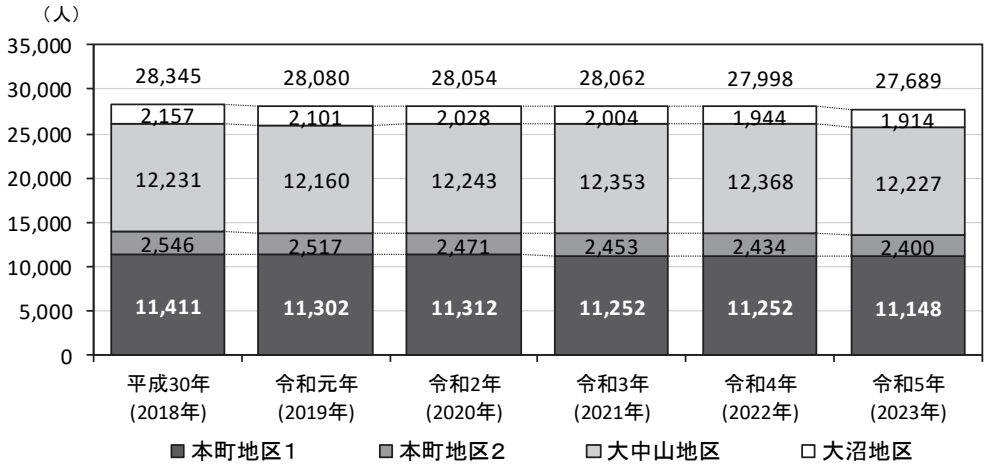

[出典]住民基本台帳（各年９月末現在）

■地区別高齢化率の推移

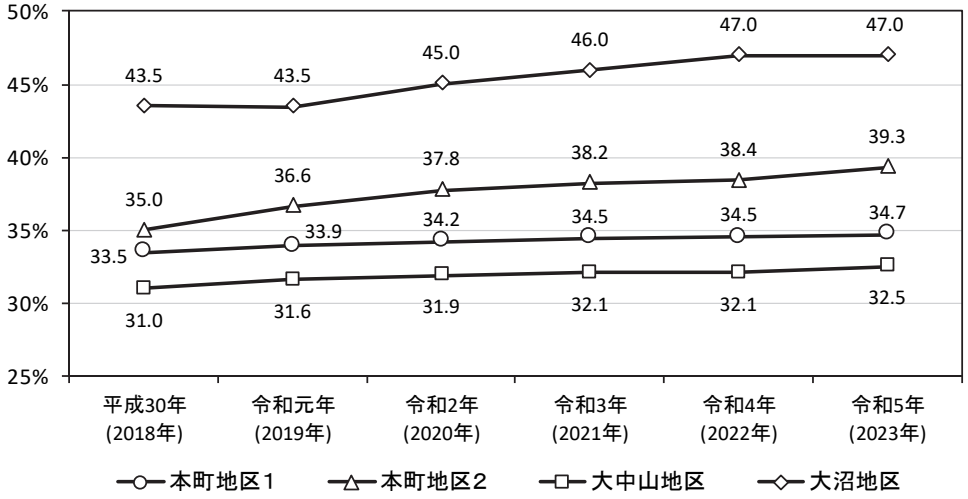

[出典]住民基本台帳（各年９月末現在）

※1　「地区別」について

本町地区１：本町、桜町、鳴川、緑町、飯田町、鶴野　　本町地区２：上藤城、藤城、峠下、仁山
大中山地区：大中山、大川、中野、中島、豊田　　大沼地区　：大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼

第３章　基本的な考え方

今日、少子高齢化の進展とともに、保健、医療、福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、各種の社会保障制度も大幅な見直しが進められてきました。

計画の策定にあたっては、次のような全国的な動向に留意しています。

１．福祉をめぐる全国的な動向

（１）少子高齢化の進展

令和２年国勢調査によると、我が国の全人口の28.8%が65歳以上であり、現代は、高齢社会の真っただ中にあります。七飯町の令和５年９月末時点の高齢化率は35.0%で全国平均を上回っており、今後も高齢化率は上昇を続けると予想されています。

一方、生産年齢人口（15～64歳）の減少は、経済成長率の低下や、経済発展のための投資余力の減少などを招き、社会経済活力の低下をもたらすことが懸念されます。

そのため、高齢者の培ってきた知識や経験を生かした雇用や新産業の隆盛、地域活動の担い手としての活躍が期待されることから、元気な高齢者の社会参加をより促進するとともに、地域活動やボランティアなどへの参加支援を強化することが求められます。

（２）健康寿命の延伸

高齢化の進展により、がん、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病や要介護状態にある人が増加しており、誰もがより長く質の高い生活を送るためには、治療よりも予防を重視した施策への転換がますます重要になっています。

健康増進法に基づく21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21（第２次）」においては、健康寿命の延伸や生活習慣の改善に向けた目標が掲げられており、現在策定が進められている「健康日本21（第３次）」では、これまでの考え方をより充実し「誰一人取り残さない」「より実効性をもつ」取組へと展開する計画を策定することが重要であるとしています。

当町においてもこれまで以上に個人や家庭、地域と行政といった多様な関係機関との連携を深め、社会全体で一人ひとりが健康になりやすい環境を整えることが求められます。

（３）多様化するニーズへの対応

近年、少子高齢化や核家族化の進行、厳しい経済情勢などを背景に様々な課題が顕在化してきた一方で、一人ひとりの価値観や考え方が多様化し、福祉の捉え方も変化してきました。介護などの福祉サービスに対するニーズだけでなく、充実した生活を送るための社会参加や生きがいづくりなど、これまでの福祉サービスでは対応できなかったことも求められるようになっています。

一方、生活不安や貧困、虐待、孤独死、自殺、配偶者等からの暴力被害、ホームレス、ニートなどの深刻かつ困難な課題についても対応が求められるなど、保健福祉施策に対する需要がさらに複雑化かつ多様化しており、従来の社会保障制度の枠組みでは十分に対応することが困難なケースも増加しています。

また、各種福祉分野の法制度の改定を背景に福祉サービスが複雑化しており、町民にとっては適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなっています。

そのため、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、情報提供や相談支援体制の充実が必要です。

（４）地域共生社会※2の実現

これまでの公的な福祉サービスは、主に、高齢者や障がいのある人など対象者ごとに推進されてきましたが、これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められるとともに、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりをめざす必要性が高まっています。

そのような中、厚生労働省は「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を進めてきました。

これらを踏まえ、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える重層的で包括的な支援体制を構築し、住み慣れた地域で切れ目のない支援を実現することが求められています。

※2 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

（５）福祉の担い手不足

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。社会的に意義の大きい職業でありながら給与水準が低いイメージがあることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

当町においても介護・福祉人材は不足が深刻化している状況にあり、福祉サービス事業所では担い手の確保が厳しい状況にあります。そのため、当町における福祉サービス提供体制の持続可能性を担保するため、福祉サービス事業所における人材確保への支援について検討を進めていく必要があります。

２．人口の将来展望

七飯町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和２年３月31日改訂）によると、当町の総人口は今後も減少が続き、少子高齢化の進展により高齢化率は令和32年から令和37年に44.2%でピークを迎えると予想されています。

年齢３区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少が続き、高齢者人口は令和７年の9,810人から減少に転じると見込んでいます。

■人口の将来展望

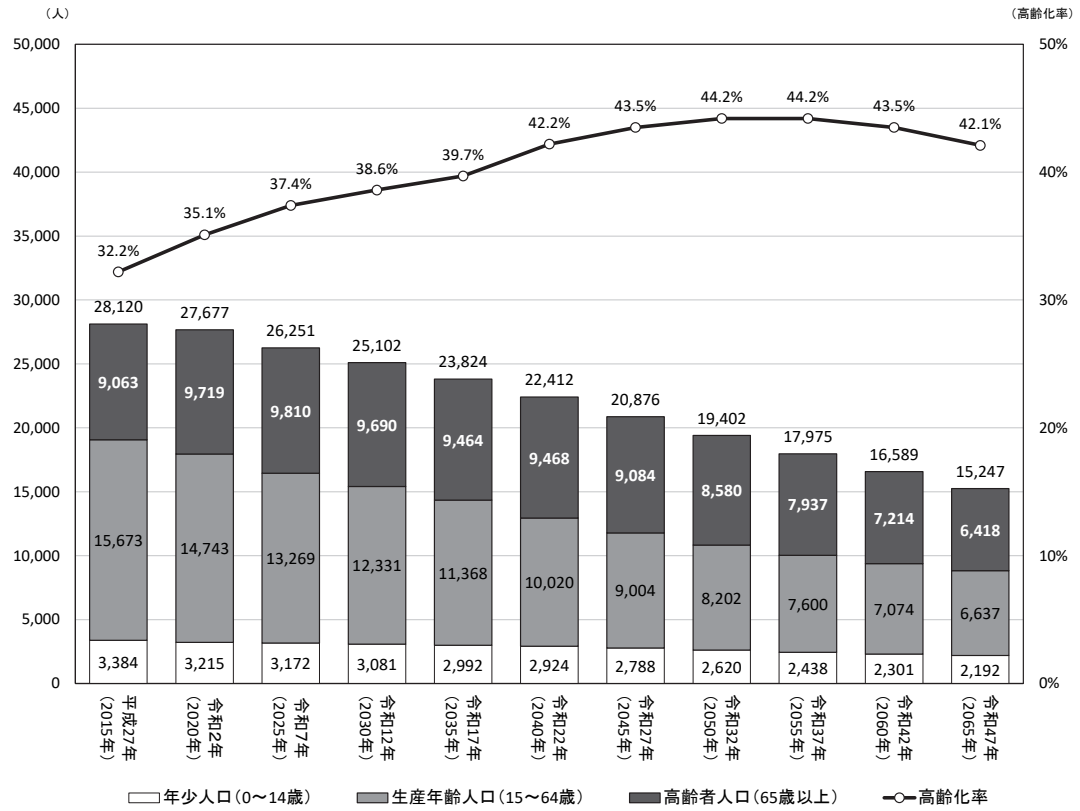

［出典］七飯町まち･ひと･しごと創生人口ビジョン（令和２年のみ国勢調査実績値で改変）

３．これからの保健・福祉のまちづくりの考え方

当町の高齢化率は全国、全道に比べ高いものの、比較的元気な高齢者が7,000人を超えていることは、当町のプラスの特性といえます。

今後の人口減少と少子高齢化の進展を前提に、将来にわたっても豊かで活力ある七飯町にしていくためには、元気な高齢者の健康づくり・介護予防を推進しながら、同時に町の大切な財産として活躍していただく環境づくりに取り組む必要があります。

「一人はみんなのために、みんなは一人のために（One for all, All for one）」という言葉があります。誰かの役に立つこと、社会に貢献することは“自分の居場所”を持つことであり、生きがいとしても実感できるものです。

要介護となるおそれがある高齢期にあっても、可能な限り支える側に立つ人が増えれば、保健福祉のさらなる充実と、それが町の元気となる好循環が期待されます。

■総合保健福祉計画の推進による好循環のイメージ

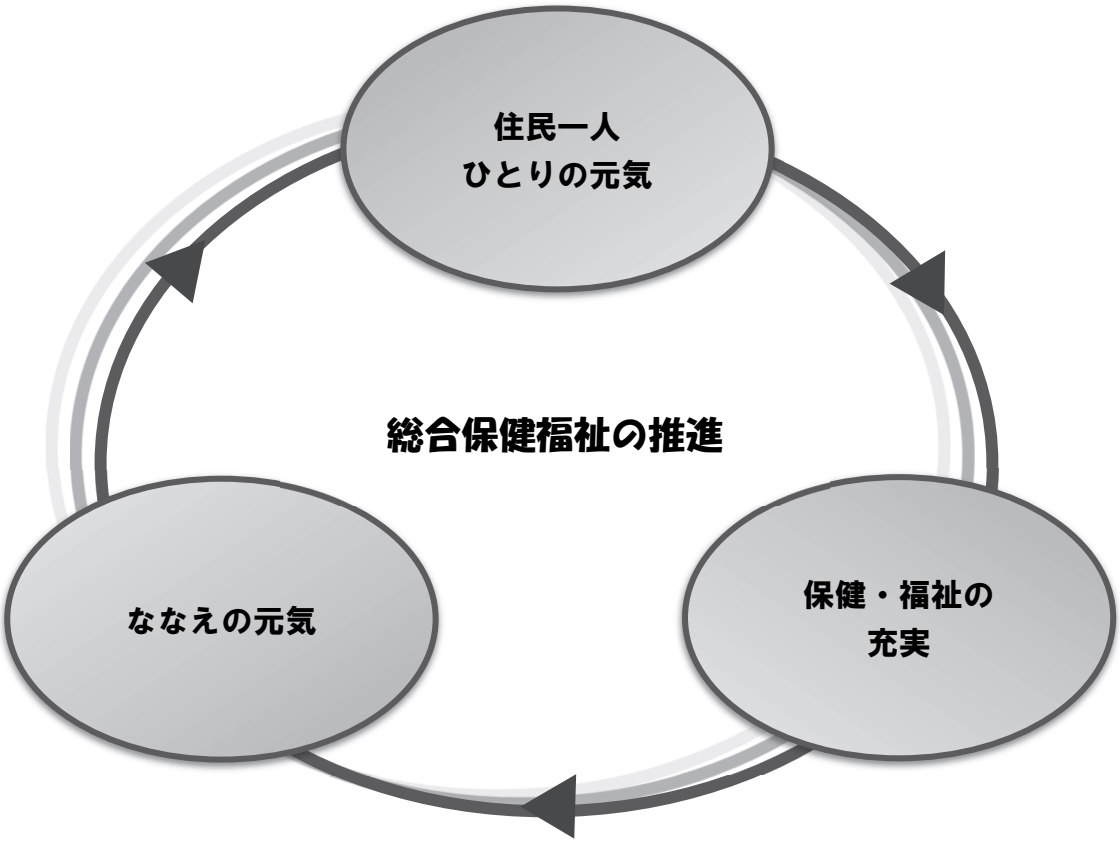

４．第５期総合保健福祉計画の基本理念

本計画においても、第５次総合計画におけるまちづくりの将来像及び保健福祉分野の基本目標を受けるとともに、第４期総合保健福祉計画の基本理念を踏襲し、本計画の基本理念を次のように定めます。

＜考え方＞

当町は、大沼国定公園をはじめとする豊かな自然環境と、函館市、北斗市と隣接していることから、買い物・医療・娯楽等、日常生活に大きな不便を感じることが少なく、また、町内にＪＲの駅が５駅あるほか、国道５号を中心にバスが運行され、今後は北海道縦貫自動車道と七飯インターチェンジの整備など、交通機関の向上が期待されているまちです。

また、北海道内では温暖な地域であることや、保健・福祉施策や文化・教育施策に注力してきたこともあって、20～30代の子育て世代や60歳以上の方の転入が多くなっています。

今後はこの特徴をさらに生かし、様々な世代が暮らしやすい、暮らしてみたいと評価されるまちを、町と住民、関係団体等が協働・連携してめざすこととします。

第５次総合計画がめざす将来像

さらに優しく、たくましく　笑顔あふれる未来をめざして

保健福祉分野の基本目標

ふれあい・安心のまち

第５期総合保健福祉計画がめざす基本理念

町民がともに支え合い

暮らしやすいまち　ななえ

の実現

５．第５期総合保健福祉計画の基本方針

前項の基本理念を実現するため、次の基本方針を定めます。

基本方針１　いつまでも健康で自分らしい生活の実現

町民が日頃から健康づくりを実践し、いつまでも健康で地域の一員として積極的に社会参加、社会貢献できるまちをめざします。

また、疾病や障がい等一人ひとりの能力や状況に応じた適切な支援を行うとともに、まち全体で一人ひとりが健康に生活できる環境を整える取組を推進し、いつまでも自立した生活を営むことができるまちをめざします。

基本方針２　ともに支え合う地域社会の形成

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、町民一人ひとりの保健福祉に対する意識を高め、認め合い、支え合う意識の醸成に努めるとともに、関係機関をはじめ、町民やボランティア団体・地域活動団体との連携と協力を進め、保健、医療、福祉、介護などに関わるサービスの維持・充実を図ります。

また、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応するための「重層的支援体制整備事業※3」を推進し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援に取り組みます。

加えて、自分の暮らす地域の課題に関心を持ち、個人の多様な考えを尊重しながら、全ての人を地域のメンバーとして受け入れ、町、住民、地域の団体等が協働・連携し、地域における課題を解決する仕組みづくりを推進します。

基本方針３　持続可能で住民本位の施策の推進

少子高齢化、人口減少、長引く景気低迷等の影響により、当町の財政状況も依然として厳しい状況が続くと見込まれます。このため、庁内の連携強化による効果的、効率的な施策展開、あらゆる資源の活用を図るとともに、公平性、透明性に努め、持続可能で住民本位の施策の推進をめざします。

また、引き続きコストの削減に努力するとともに、行政が行うべき事業領域の見直しや受益者負担の適正化などに取り組み、必要な財源の確保に努めます。

※3　重層的支援体制整備事業

町の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の主に３つの支援を一体的に実施する事業。

第４章　計画の推進に向けて

１．地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築

本計画を推進するにあたり、庁内の関係各課が連携し、情報の共有化を図り、横断的に施策の展開を図ることはもとより、幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、各団体等との協力体制の構築を図ります。

２．地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。

地域で支援を必要としている人を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

３．計画の点検・評価
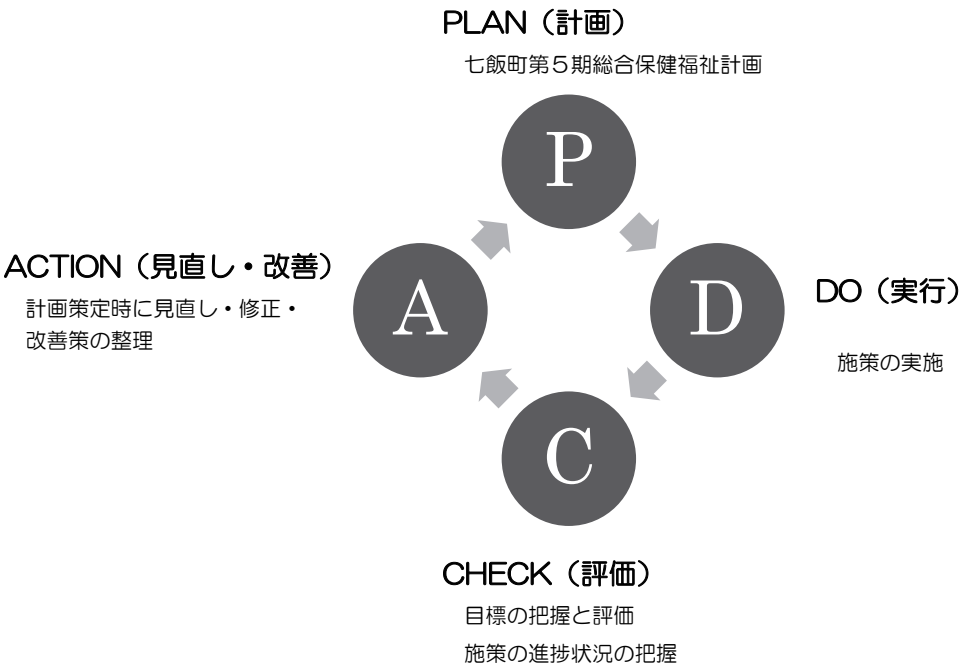
本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。